知的財産侵害物品に対する輸出(積戻し)差止申立て 受理前公表一覧

知的財産種別	知 的 財 産 の 内 容 (権利の登録番号)	侵害すると認める物品の品名 (差止対象物品の品名)	申 立 人 (法人番号)	申立先税関及び連絡先	公表日	意見を述べることができる期間
			申 立 人 連 絡 先 (電話番号)			

< 現在受け付けている輸出(積戻し)差止申立てはありません >

- ・上記差止申立てについて利害関係を有する者は、意見を述べることができる期間内は、申立先税関に対し意見を述べることができます。
- ・利害関係を有する者とは、例えば、次の者をいいます。
- ① 差止対象物品の輸出者(輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。)
- ② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者
- ③ 海外における差止対象物品(当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。)の荷受人
- ・意見は、氏名又は名称及び住所、上記差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面を提出してください。